

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 離婚でもらった財産

**Q** : 性格の不一致で離婚することになりました。その際、慰謝料及び子供の養育費などを含め、夫から現に居住しているマイホームをもらうことにしたのですが、贈与税がかかるのでしょうか。

**A** : 原則として贈与税はかかりません。

### 【解説】

不幸にして離婚ともなれば、夫から妻へ、財産分与として慰謝料が支払われます。この場合、妻については、税金の心配無用です。離婚によって生じた財産分与請求権に基づき支払われるもので、贈与により取得するものではないからです。

ただし、①財産の分与として取得した財産の額が、婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮してもなお不当に多すぎると認められる場合のその不当に多すぎる部分や、②離婚を手段として贈与税や相続税を免れようとするためのものである場合には、たとえ名目上は財産の分与としてもらったものであっても、その財産は贈与により取得した財産として取り扱われ贈与税が課税されることになります。

ちなみに、財産を渡す夫側については、若干注意が必要です。金銭以外のもの、例えば土地などを慰謝料として交付する場合には、土地を時価で売却し、その売却代金で慰謝料を支払ったものとして、譲渡所得税が課されてしまいます。もちろん、現に住んでいる家屋敷の場合には、所定の要件を満たせば、居住用財産の特別控除を受けることができます。



KIMIYO-I